

平成31年度当初予算 予算要求シート

事業区分： 新規・拡充 マスタープラン： 3つの挑戦 / 子育て 施策番号： 3-1

局・課名： 子ども青少年局・子ども育成課

事業名	特定不妊治療費助成事業	事業費(千円)	平成29年度決算額	平成30年度予算額	平成31年度要求額	
			156,471	154,897	178,780	
事業概要	【目的】	債務負担行為	期間		要求額(千円)	
	医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、さらには少子化対策へ資する。		H ~ H			
	【内容】	主な要求内容 (単位:千円)				
	法律上の夫婦に対して、特定不妊治療(体外受精、顕微授精による不妊治療)にかかった費用の一部助成を下記のとおり実施 ・助成上限額:1回の治療につき15万円(初回の治療に限り30万円)まで。(治療内容により7万5千円まで。) さらに、特定不妊治療に至る過程の一環としての男性不妊治療につき15万円まで。 ・年齢制限及び助成回数制限あり ・所得制限:夫婦合算した前年の所得が730万円未満	項目	30年度予算	31年度要求額	内容・積算等	
		特定不妊治療費助成金(扶助費)	154,650	164,100		
		堺市独自助成金(扶助費)	0	14,325		
		指定医療機関実地調査医師報酬	56	112		
		役務費(通信運搬費)	101	123		
		需用費(消耗品費、印刷製本費)	90	120		
		合計	154,897	178,780		
【今年度要求のポイント】	スケジュール(経過及び今後展開)					
・男性不妊治療の助成上限額を初回治療に限り30万円までとする。(国要綱改正予定) ・従来対象外であった所得制限が超えている方に対し、既制度の半額程度を助成。(市独自助成) ・31年度に3年に1度の実地調査があるため、4医療機関分の調査医師経費を要求。	【経過(～30年度)】 平成16年度より制度創設。平成26年度から平成28年度新制度への移行に向けて一部経過措置。平成28年2月から初回助成拡充・男性不妊治療助成開始。平成28年度新制度開始。		【31年度】 助成制度の拡充		【今後予定(32年度～)】 継続実施	
	その他 特記事項					
	みんなの審査会対象外 関連事業： 不妊症・不育症支援事業					